

別紙

原告は、以下の各場合における損害額がいくらになるかにつき、主張立証を補充されたい。

- (1) 番号3-1（外壁：面材と防水シートの不適合）のみが瑕疵と認められる場合
- (2) 上記(1)に加え3-5（外壁：給気口閉塞）も瑕疵と認められる場合
- (3) 上記(2)に加え3-6（外壁：気密防水テープ未施工）及び3-7（外壁：受け材未設置）も瑕疵と認められる場合
- (4) 上記(3)に加え3-2（外壁：通気胴縁未設置）及び3-3（外壁：通気層厚不足）も瑕疵と認められる場合
- (5) 上記(4)に加え5（屋根：気密防水テープ未施工）も瑕疵と認められる場合
- (6) 上記(5)に加え6（建物全般：カビの発生）も瑕疵と認められる場合
- (7) 6のみが瑕疵と認められる場合
- (8) 上記(6)に加え、2-1から2-7までも瑕疵と認められる場合
- (9) 上記(6)に加え、4-1から4-4までも瑕疵と認められる場合
- (10) 上記(6)に加え、2-1から2-7まで及び4-1から4-4までも瑕疵と認められる場合

以上